

平成28年第4回甲賀広域行政組合議会臨時会 議決結果

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第18号	甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	平成28年12月22日	原案可決
議案第19号	甲賀広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	平成28年12月22日	原案可決
議案第20号	甲賀広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	平成28年12月22日	原案可決
議案第21号	平成28年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算(第3号)	平成28年12月22日	原案可決

議案第 18 号

甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める

平成28年12月22日 提出

甲賀広域行政組合管理者 岩永 裕貴

平成28年12月22日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 白坂 萬里子

提案理由

国の人事院勧告に基づき、給与改定等を行うため。

甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例（昭和48年甲賀郡行政事務組合条例第19号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項を次のように改める。

初任給調整手当は、特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で規則で定めるものに新たに採用された職員に対して、月額2,500円を超えない範囲内の額を、採用の日から5年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。

第23条第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「100分の80」を「100分の90」に、「100分の100」を「100分の110」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の42.5」に、「100分の47.5」を「100分の52.5」に改める。

附則第11項中「100分の1.2」を「100分の1.35」に、「100分の1.5」を「100分の1.65」に、「100分の80」を「100分の90」に、「100分の100」を「100分の110」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600

17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400
18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400
19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300
20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100
21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000
22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800
23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600
24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500
25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300
26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800
27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300
28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900
29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500
30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800
31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100
32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300
33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500
34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800
35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100
36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300
37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300	
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600	
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900	

65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200	
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500	
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800	
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100	
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300	
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600	
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900	
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200	
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400	
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700	
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000	
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200	
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400	
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700	
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000	
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200	
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400	
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700	
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000	
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200	
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400	
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500		
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800		
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000		
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200		
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500		
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800		
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000		
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200		
94		294,000	341,800				
95		294,400	342,300				
96		294,800	342,700				
97		295,000	342,800				
98		295,300	343,300				
99		295,700	343,700				
100		296,100	344,000				
101		296,300	344,300				
102		296,600	344,700				
103		297,000	345,100				
104		297,300	345,500				
105		297,500	346,000				
106		297,800	346,400				
107		298,200	346,800				
108		298,500	347,200				
109		298,700	347,700				
110		299,100	348,100				
111		299,500	348,400				
112		299,800	348,700				

	113		299,900	349,200				
	114		300,200					
	115		300,500					
	116		300,900					
	117		301,100					
	118		301,300					
	119		301,600					
	120		301,900					
	121		302,300					
	122		302,500					
	123		302,800					
	124		303,100					
	125		303,400					
再任用職員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000

備考 この表は、すべての職員に適用する。ただし、第 27 条に規定する職員を除く。

第 2 条 甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第13条第 2 項第 2 号中「及び孫」を削り、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の 3 月31日までの間にある孫

第13条第 3 項を次のように改める。

3 扶養親族の月額は、前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 6,500 円、同項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 10,000 円とする。

第14条第 1 項中「、又は」を「又は」に、「いずれかに該当する」を「いずれかに掲げる」に改め、「（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第 1 号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第 2 号中「前条第 2 項第 2 号又は第 4 号」を「扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号」に改め、同項第 3 号及び第 4 号を削り、同条第 2 項中「、扶養親族」を「、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の次に「場合においてその」を加え、「前項第 1 号」を「同項第 1 号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第 3 項中「これを受けている職員に更に第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第 3 号若しくは第 4 号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届け出に係るもの」

うち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの事実」を「、その事実」に、「これらの日」を「その日」に、「扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号」を「第1号」に改め、「（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の3号を加える。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第23条第2項第1号中「100分の90」を「100分の85」に、「100分の110」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の40」に、「100分の52.5」を「100分の50」に改める。

附則第11項中「100分の1.35」を「100分の1.275」に、「100分の1.65」を「100分の1.575」に、「100分の90」を「100分の85」に、「100分の110」を「100分の105」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第23条第2項及び附則第11項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定は平成28年4月1日から、第1条の規定（給与条例第23条第2項及び附則第11項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与（甲賀広域行政組合職員の給

与に関する条例の一部を改正する条例（平成26年甲賀広域行政組合条例第6号。以下この項において「平成26年改正条例」という。）附則第6項から第8項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、同条の規定による改正後の給与条例の規定による給与（平成26年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

（扶養手当に関する特例措置）

- 4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の給与条例第13条第3項及び第14条の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がいない場合にあつては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親とあるのは (3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配 (4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

」

と、同条第3項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員に

ついて第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

（規則への委任）

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 19 号

甲賀広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

甲賀広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める

平成28年12月22日 提出

甲賀広域行政組合管理者 岩永 裕貴

平成28年12月22日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 白坂 萬里子

提案理由

「地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴う所要の改正を行うため。

甲賀広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

甲賀広域行政組合職員の育児休業等に関する条例(平成4年甲賀郡行政事務組合条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア(イ)を次のように改める。

(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6箇月に達する日(第2条の3第3号において「1歳6箇月到達日という。)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

第2条第3号イ中「次条第3号」を「第2条の3第3号」に、「子の1歳到達日」を「子が1歳に達する日(以下、この号及び同条において「1歳到達日」という。)」に改める。

第2条の3を第2条の4とする。

第2条の2第2号中「)第14条」を「。以下「勤務時間条例」という。)第14条」に改め、同条第3号中「当該子が1歳6箇月に達する日」を「当該子の1歳6箇月到達日」に改め、同条を第2条の3とする。

第2条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第2項に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であつて養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条第7号を同条第8号とし、同条第6号中「第2条の2第3号」を「第2条の3第3号」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第10条第1号を次のように改める。

(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第10条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第11条中「甲賀広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例」を「勤務時間条例」に改める。

第20条第1項中「甲賀広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例」を「勤務時間条例」に改め、同条第2項中「甲賀広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例」を「勤務時間条例」に、「を承認されている」を「又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、「当該特別休暇の時間」の次に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加え、同条第3項中「に相当する休暇を承認されている場合」を「又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受け

て勤務しない場合」に、「を承認されている時間」を「又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間」に改める。

附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

議案第 20 号

甲賀広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

甲賀広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条
例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の
規定により、議会の議決を求める

平成28年12月22日 提出

甲賀広域行政組合管理者 岩永 裕 貴

平成28年12月22日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 白坂 萬里子

提案理由

「地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は
家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴
う所要の改正を行うため。

甲賀広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

甲賀広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年甲賀郡行政事務組合条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項から第3項までにおいて同じ。）」を加え、同条第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に、「日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）を」を「要介護者を」に、「要介護者のある職員」を「第15条第1項に規定する要介護者のある職員」に改め、「をいう。）に」との次に「、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と」を加える。

第11条中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

第15条第1項中「職員が」の次に「、要介護者（」を、「支障があるもの」の次に「をいう。以下同じ。）」を、「介護をするため、」の次に「任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とするいずれかの継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。

第15条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とするいずれかの継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指

定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

- 2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。
- 3 前条第3項の規定は、介護時間について準用する。

第17条の見出し及び同条第1項中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の甲賀広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において当該介護休暇の初日(以下この条において単に「初日」という。)から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る改正後の甲賀広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日(初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。)までの期間を指定するものとする。
- 3 施行日から平成29年3月31日までの間は、第8条の3第1項中「第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童」とあるのは、「第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」とする。

議案第21号

平成28年度 甲賀広域行政組合一般会計補正予算 (第3号)

平成28年度甲賀広域行政組合の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ42,543千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,726,432千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成28年12月22日 提出

甲賀広域行政組合管理者 岩永 裕貴

平成28年12月22日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 白坂 萬里子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 分担金及び負担金		2,937,301 千円	△32,565 千円	2,904,736 千円
	1. 負担金	2,937,301	△32,565	2,904,736
2. 使用料及び手数料		392,688	6,500	399,188
	2. 手数料	391,238	6,500	397,738
4. 諸収入		20,776	4,322	25,098
	2. 雑入	20,746	4,322	25,068
5. 組合債		358,000	△20,800	337,200
	1. 組合債	358,000	△20,800	337,200
補正されなかった款に係る額		60,210		60,210
歳入合計		3,768,975	△42,543	3,726,432

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 衛生費		1,117,481 千円	△2,634 千円	1,114,847 千円
	1. 清掃費	1,117,481	△2,634	1,114,847
4. 消防費		2,088,788	△39,268	2,049,520
	1. 消防費	2,088,788	△39,268	2,049,520
5. 公債費		460,669	△641	460,028
	1. 公債費	460,669	△641	460,028
補正されなかった款に係る額		102,037		102,037
歳出合計		3,768,975	△42,543	3,726,432

第2表 地方債補正
変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法
消 防 施 設 整 備 事 業	千円 346,600	普通貸借 (証書借入)	年 % 4.0%	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定するものによる。ただし、組合財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 325,800	普通貸借 (証書借入)	年 % 4.0%	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定するものによる。ただし、組合財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 分担金及び負担金	2,937,301	△32,565	2,904,736
2. 使用料及び手数料	392,688	6,500	399,188
3. 繰越金	58,020	0	58,020
4. 諸収入	20,776	4,322	25,098
5. 組合債	358,000	△20,800	337,200
6. 財産収入	2,190	0	2,190
歳入合計	3,768,975	△42,543	3,726,432

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議 会 費	692	0	692				
2. 総 務 費	98,345	0	98,345				
3. 衛 生 費	1,117,481	△2,634	1,114,847			6,500	△9,134
4. 消 防 費	2,088,788	△39,268	2,049,520		△20,800	4,322	△22,790
5. 公 債 費	460,669	△641	460,028				△641
6. 予 備 費	3,000	0	3,000				
歳 出 合 計	3,768,975	△42,543	3,726,432		△20,800	10,822	△32,565

2. 歳入

(款) 1. 分担金及び負担金

(項) 1. 負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4. 清掃関係負担金	727,324	△9,245	718,079	1. 清掃関係負担金	△9,245	
6. 消防関係負担金	1,856,273	△23,320	1,832,953	1. 消防関係負担金	△23,320	
計	2,937,301	△32,565	2,904,736			

(款) 2. 使用料及び手数料

(項) 2. 手数料

1. 清掃手数料	385,238	6,500	391,738	1. 清掃手数料	6,500	ごみ処分手数料
計	391,238	6,500	397,738			

(款) 4. 諸収入

(項) 2. 雑入

1. 雑入	20,746	4,322	25,068	1. 雑入	4,322	新名神高速道路支弁金
計	20,746	4,322	25,068			

(款) 5. 組合債

(項) 1. 組合債

2. 消防債	346,600	△20,800	325,800	1. 消防債	△20,800	高機能指令施設整備工事・施工監理 水槽付消防ポンプ自動車2台	△19,800 △1,000
計	358,000	△20,800	337,200				

3. 歳出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	78,902	0	78,902							
							2. 給料	331		
							3. 職員手当等	978	扶養手当 52 住居手当 297 管理職手当 128 期末手当 △477 勤勉手当 888 児童手当 90	
							4. 共済費	△490	県共済組合負担金 △552 県退職手当組合負担金 62	
							13. 委託料	△572	人事給与システム保守委託	
							14. 使用料及び 賃借料	△247	人事給与システム使用料	
計	78,902	0	78,902							

(款) 3. 衛生費

(項) 1. 清掃費

1. 清掃総務費	417,288	△2,634	414,654				△2,634	2. 給料	710	
								4. 共済費	△1,300	県共済組合負担金 △1,410 県退職手当組合負担金 110
								13. 委託料	△2,044	循環型社会形成推進地域 計画策定業務委託
3. ごみ処理費	563,155	0	563,155			6,500	△6,500			
計	1,117,481	△2,634	1,114,847			6,500	△9,134			

(款) 4. 消防費

(項) 1. 消防費

1. 常備消防費	1,573,543	△11,710	1,561,833			4,322	△16,032	2. 給料	△3,700	
								3. 職員手当等	△540	扶養手当 △1,000 休日勤務手当 △1,000 管理職手当 △1,240 期末手当 △7,500 勤勉手当 11,500 児童手当 △1,300
								4. 共済費	△7,470	県共済組合負担金 △7,000 県退職手当組合負担金 △470
2. 消防施設費	515,245	△27,558	487,687		△20,800		△6,758	13. 委託料	△6,467	高機能指令施設整備工事施工監理
								15. 工事請負費	△19,896	高機能指令施設整備工事
								18. 備品購入費	△1,195	水槽付消防ポンプ自動車2台
計	2,088,788	△39,268	2,049,520		△20,800	4,322	△22,790			

(款) 5. 公債費

(項) 1. 公債費

2. 利子	26,902	△641	26,261				△641	23. 償還金利子 及び割引料	△641	衛生 △111 消防 △530
計	460,669	△641	460,028				△641			

2 一般職
(1)総括

区分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補正後	234	4,800	801,443	560,734	1,366,977	389,871	1,756,848	
補正前	235	4,800	804,102	559,086	1,367,988	399,131	1,767,119	
比 較	△ 1	0	△ 2,659	1,648	△ 1,011	△ 9,260	△ 10,271	

職員手当 の内訳	区 分	期末手当	勤勉手当	扶養手当	地域手当	通勤手当	管理職 手 当	住居手当	時間外 勤務手当	管理職 特別勤務 手 当	特殊勤務 手 当	休日勤務 手 当	夜間勤務 手 当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	185,975	126,414	38,032	21,087	19,297	22,832	11,466	57,556	480	9,910	51,418	16,267
	補正前	193,952	114,026	38,980	21,087	19,297	23,944	11,169	57,556	480	9,910	52,418	16,267
	比 較	△ 7,977	12,388	△ 948	0	0	△ 1,112	297	0	0	0	△ 1,000	0

(2)給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料	千円 △ 2,659	給与改定に伴う増減分	千円 1,738		
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	△ 4,397	職員の異動等によるもの	△ 4,397 千円
職員手当	1,648	制度改正に伴う増減分	3,951	勤勉手当率の改定によるもの	3,951 千円
		その他の増減分	△ 2,303	職員の異動等によるもの	△ 2,303 千円

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

区 分		行 政 職
平成28年12月1日現在	平均給料月額(円)	285,893
	平均給与月額(円)	368,288
	平均年齢(歳)	38.2
平成27年12月1日現在	平均給料月額(円)	284,859
	平均給与月額(円)	358,295
	平均年齢(歳)	37.9

イ 初任給

区 分	学 歴	行 政 職 (円)	国 の 制 度
			行 政 職 (円)
平成28年12月1日現在	高 校 卒	144,600	144,600
	大 学 卒	166,100	176,700

ウ 級別職員数

区 分	行 政 職		
	級	職員数(人)	構成比(%)
平成28年12月1日現在	1 級	67	28.9
	2 級	39	16.8
	3 級	19	8.2
	4 級	62	26.7
	5 級	26	11.2
	6 級	15	6.5
	7 級	4	1.7
	計	232	100.0
平成27年12月1日現在	1 級	67	29.0
	2 級	40	17.3
	3 級	19	8.2
	4 級	58	25.1
	5 級	25	10.9
	6 級	19	8.2
	7 級	3	1.3
	計	231	100.0

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
一般行政職	主 事 技 師	主 任	主 査	係 長 専 門 員	課長補佐 施設長補佐	課 長 所 長 参 事 施 設 長	次 長 事 務 局 長
消 防 職	消 防 士 消 防 副 士 長	主 任	主 査	係 長 専 門 員	課長補佐 署長補佐	課 長 署 長 副 署 長 分 署 長	消 防 次 長 消 防 長

エ 昇給

区 分		合 計	代 表 的 な 職 種
			行 政 職
補	職 員 数 (A) (人)	232	232
	昇給に係る職員数 (B) (人)	211	211
正 後	号給数別内訳	2号級(人)	
		3号級(人)	6
		4号級(人)	205
	比 率(B) / (A) (%)	90.9	90.9
補	職 員 数 (A) (人)	233	233
	昇給に係る職員数 (B) (人)	211	211
正 前	号給数別内訳	2号級(人)	0
		3号級(人)	6
		4号級(人)	205
	比 率(B) / (A) (%)	90.6	90.6

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	2.025	2.275	4.300	有	
補正前	2.025	2.175	4.200	有	
国の制度	2.025	2.275	4.300	有	

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	そ の 他 の 加 算 措 置 等	備 考
支給率等	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	滋賀県市町村職員退職手当組合
国の制度 (支給率等)	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	

キ 地域手当

支給対象地域	管内
支給率(%)	2.5
支給対象職員数(人)	232
国の指定基準に基づく支給率(%)	3～6

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種	
		行政職	
給料総額に対する比率 (%)	1.2		1.2
支給対象職員の比率 (%) (平成28年12月1日現在)	94.8		94.8
代表的な特殊勤務手当の名称	衛生業務手当、消防出動手当、救急救命士手当、機関員手当、水難救助手当		

ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差異の内容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	同	

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	前々年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
普通債	2,856,817	2,654,766	337,200	433,767	2,558,199
(1) 衛生	1,773,505	1,581,481	11,400	267,541	1,325,340
(2) 消防	1,083,312	1,073,285	325,800	166,226	1,232,859
合 計	2,856,817	2,654,766	337,200	433,767	2,558,199